



5月は消費者月間 悪質商法・特殊詐欺にご用心

あなたは大丈夫？

毎年5月は、消費者・事業者・行政が一体となって消費者問題に関する啓発や教育を行う「消費者月間」です。

悪質商法や特殊詐欺について、日頃から対処ポイントを学んでおき、被害を未然に防ぐことが大切です。

【問い合わせ】新館市民生活総合相談センター(☎41-3550)

悪質商法・特殊詐欺はごく身近にあります

市民生活総合相談センターには、日々さまざまな相談が寄せられています。

相談が多い悪質商法は、健康問題や将来への不安、孤独感に付け込み、言葉巧みに不要なものを売り付けたり、高額な契約を結ばせたりしようとするもので、年々手口が巧妙化・多様化しています。

悪質商法と同様にオレオレ詐欺や架空請求詐欺などの特殊詐欺についての相談も多く寄せられています。

悪質商法・特殊詐欺は、ごく身近にあるものとして日頃から認識することが大切です。

「大丈夫、私はだまされない」と思っている、いざ

自分のことになると冷静に判断できなくなる場合があります。また、誰にも相談せずに自分一人で解決しようとして、さらに被害が大きくなってしまった例もあります。

被害に遭わないためにも、消費者自身の自覚だけではなく、家族との情報共有と周りの人の見守りがいっそう大切です。

高額な金銭を要求したり、お金や家族構成などの個人情報を知りたがる不審な電話・郵便物には一人では対応せず、まずは家族や周りの人に相談するようにしましょう。

5月12日は「民生委員・児童委員の日」

あなたのまちの 身近な民生委員・児童委員

5月12日は全国民生委員児童委員連合会が定めた「民生委員・児童委員の日」です。本市では5月を「活動強化期間」とし、地域の皆さんへのPR活動に取り組みます。

昨年12月に「民生委員・児童委員」の看板を作成。委員の皆さんに配布しました。

民生委員・児童委員ってどんな人

民生委員・児童委員は「民生委員法」「児童福祉法」に基づいて厚生労働大臣から委嘱された地域福祉の中心的担い手です。各地域の見守り役、地域住民の身近な相談相手、専門機関などへのつなぎ役として活動しています。

民生委員・児童委員の中には、子どもや子育てに関する支援を専門的に担当する主任児童委員もいます。

どんなことを相談できるの

高齢者介護や障がい者支援、子育てのことなど、生活上のさまざまな悩み事を相談できます。その内容に応じて、行政の支援や福祉サービスを紹介し、問題解決に協力します。

相談に関する秘密は守られます。安心してご相談ください。

【問い合わせ】

▽新館地域福祉課(☎41-3572)

▽各総合支所健康福祉係

(大迫☎41-3127、石鳥谷☎41-3447、東和☎41-6517)

声に出して練習しよう！ 断り言葉 悪質業者を撃退する

●効果的な断り言葉

「買いません」

「必要ありません」

「今後、勧誘(電話)は二度としないでください」

「お帰りください」

※相手に「勧誘しても時間の無駄」と思わせることがポイントです

●してはいけない断り方

「いいです」「結構です」

※承諾したと都合よく解釈されます

「考えておきます」

※なぜ決められないのかと、さらに契約を迫られます

「忙しいのでまた今度」

※その後もしつこく勧誘を受けてしまいます

公的機関をかたる不審電話に注意

◆事例①…警察官と名乗る者から「詐欺被害に遭っていないか。詐欺被害の状況を調べるため、銀行口座と暗証番号を確認したい」と電話があった。

◆事例②…市役所職員と名乗る者から「保険料の払い戻しがある。銀行に振り込みたいので、銀行口座と暗証番号を教えてください」と電話があった。

◆◆◆◆ ワンポイントアドバイス ◆◆◆◆

警察官や市役所職員がこのような電話をすることは絶対にありません。相手の話をうのみにせず、すぐに警察に相談するようにしましょう。

消費者問題の相談はこちらへ

市民生活総合相談センター

電話 ☎41-3550

日時 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)、午前8時30分～午後5時15分

※来所時間により、後日の対応となる場合があります。終了時間の30分ほど前までの来所をお願いします

場所 市役所新館1階

消費者ホットライン

消費者ホットラインは、全国共通の電話番号です。ダイヤルすることで、消費者の身近な相談窓口につながります。

電話 ☎188(いやや)(局番なし)

日時 ▶月～金曜日、午前10時～正午・午後1時～4時 ▶土・日曜日および祝日、午前10時～午後4時
※年末年始を除く

私のまちの民生委員・児童委員

宮野目地区



民生委員・児童委員の活動を紹介します。今回は宮野目・笹間地区の皆さんに取り組みを伺いました。

宮野目地区では、民生委員・児童委員11人、主任児童委員2人の計13人で活動しています。

担当地域でのサロン活動や訪問活動のほか、地域のサービス、保育園、学童クラブへの訪問を毎年行っています。さらに、毎週火曜日には子育て支援活動を実施し、多くの親子が参加しています。

昨年12月の一斉改選で9人の委員が新たに選任されました。地域の皆さんと共に、安全・安心な住みよい地区を目指し、これからも活動していきます。

笹間地区



笹間地区では、民生委員・児童委員9人、主任児童委員2人で活動しています。

日頃から、市や社会福祉協議会、包括支援センターと情報交換をしながら活動に努め、地域の皆さんの相談にこたえています。さらに、地域事業の敬老会や盆踊り大会などに積極的に参加しているほか、地域単位でのサロン行事を支援するなど、幅広く活動しています。

これからも地域の皆さんに寄り添い、健康で明るい地域社会を目指して活動していきます。